

5

日本学術会議公開シンポジウム 言語・文学分野の教育課程編成上の参照基準

平成 24 年 7 月 14 日 (土) 13:30~18:00

分科会報告 「言語・文学分野の参照基準案」第 1 部 (報告者 塩川徹也)

1 作成の背景

(1) 質保証の枠組みについての検討

平成 20 年 5 月 文部科学省高等教育局長から日本学術会議への審議依頼：テーマ「大学教育の分野別質保証の在り方」

6 月 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」設置 (9 月から審議開始)

平成 21 年 1 月 3 分科会の設置 (質保証枠組み、教養教育・共通教育、大学と職業との接続)

平成 22 年 7 月 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を決定 (8 月に文部科学省に対して回答を手交)

* 「質保証の枠組み」の基本的役割：各分野について、最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきことを同定し、これを「教育課程編成上の参照基準」として各大学に提供する。

** 「参照基準」の策定：文部科学省・中央教育審議会が直接に検討を行わず、学術会議がその検討を引き受けることが適当である。

(2) 分野の選定と領域の画定

平成 21 年 10 月 「参照基準の策定を行う分野の検討」の開始：各部に検討依頼がなされる。第 1 部人文科学では、「文学」が「史学」「哲学」と並んで、参照基準を策定する分野の候補に挙げられ、言語文学委員会に対応が委ねられる。

平成 21 年 11 月～22 年 9 月 言語文学委員会及び合同分科会で対応を審議：「言語・文学」という枠組みで、参照基準の検討を行うことが適当であるとの結論に達する。

平成 22 年 11 月 「言語・文学分野の参照基準検討分科会」(「質保証検討委員会」に所属) 発足

(3) 審議の経過

平成 ~~21~~ ²² 年 12 月～ 分科会会合 (現在まで延べ 14 回) で審議を重ね、問題の検討と基準案の作成に取り組む。

6

2 審議の前提

(1) 分野設定：言語・文学分野という枠組み：

- 言語分野と文学分野を合体したものではない。
- 分野の選定において候補として挙げられた「文学」は、人文科学（大分類）に史学・哲学と並んで所属する分野（中分類）のことであり、狭い意味での文学（たとえば日本文学、外国文学）ばかりでなく、語学（たとえば日本語学、外国語学）、言語学、言語教育学、言語文化学等々の教育課程を含みこんでいる。（Cf. 文部科学省学校基本調査の学科系統分類表）
- そのような意味での「文学」分野について参照基準を考えるのなら、そこに言語が本質的な契機として含まれている以上、「言語・文学」という枠組みで参照基準を考えた方がよい。（言語・文学委員会の判断）
- 大括りに設定した言語・文学分野について、その共通の「理念・哲学」（「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」p.13）を提示することを目指す。したがってより細かい単位の分野（たとえば、日本文学、言語学、外国語・外国文学、言語教育学）に固有の問題には触れていない。それらの分野の参照基準の策定は今後の検討課題。

(2) 専門教育と教養教育

- 参照基準は、分野別の教育課程（学部・学科・コース等）を編成する上で参考にするものであるので、第一義的には、専門教育の設計にかかわる。
 - 教養学関係の教育課程は、「分野の参照基準という考え方に馴染まない」との理由で、分野選定の対象となっていない。
- しかし言語・文学分野の教育は、専門の教育課程ばかりでなく、教養教育・共通教育においても重要な役割を担っている。
 - 「専門教育と教養教育との関係」については、「回答」第二部「学士課程の教養教育の在り方について」で基本的な考え方が示されている。
- また「分野別の質保証」は、学士課程教育全体の質保証の一環をなしているが、後者は教養教育を考慮することなしに構想することはできない。（Cf. 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」p.9）
- 以上を考慮して、言語・文学分野の参照基準では、専門教育を対象とするばかりでなく、教養教育・共通教育において果たす役割についても適宜言及する。

3 言語・文学分野の参照基準案

(1) 構成：

枠組みと基本的な構成項目は、「参照基準の作成の手引き」によって与えられている。ただし、各分野の事情に応じて、6として独自の項目を設定することができる。

1. 当該学問分野の定義
2. 当該学問分野に固有の特性
3. 当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり
- [6. 言語・文学分野の教員養成のあり方について]

(2) 基本的な主張：

- 言語・文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあって、あらゆる文化と学問の生成を可能にする基盤であると同時に、それ自体が学問であるという二重性をもっている。その意味で、言語・文学の教育は専門教育と教養教育・共通教育の双方にまたがっている。
- 言語・文学の学びには、個別言語の高度な運用能力とりわけリテラシーの修練を通じて言語の公共的使用能力を開発増進するとともに、言語芸術としての文学を学ぶことを通じて人文的教養を身につけ、人間性と市民性の涵養に資するという意義がある。

(3) 目次

1. 言語・文学分野の定義
2. 言語・文学に固有の特性
 - (1) 言語・文学に固有の視点
 - ① 言語の特性
 - ② 文学の特性
 - (2) 言語・文学の三つの側面：言語、個別言語、文学
 - ① 言語
 - ② 個別言語
 - ③ 文学
 - (3) 言語・文学の役割
 - (4) 他の諸科学との協働
3. 言語・文学分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
 - (1) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解
 - ① 言語を学ぶことの本質的意義
 - ② 獲得すべき基本的な知識と理解

(2) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

- ① 言語・文学分野に固有の能力
- ② ジェネリックスキル

4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

- (1) 学習方法
- (2) 評価方法

5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

6. 言語・文学分野の教員養成のあり方について

(4) 各項目の紹介と解説

① 言語・文学分野の定義：

- 学問論的・演繹的な定義ではない（社会科学・自然科学の多くの学科との相違）。
- 言葉の意味とその変遷、そして言語・文学の枠組みで行われてきた教育の内実が何であるかについての反省に基づく経験的・帰納的な定義。
- 前提：言語と文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあって、あらゆる文化と学問の生成を可能にする基盤である。
- 文学 (literature)：①文字・文章の読み書きの能力とそれによって培われる教養を身につけていること（リテラシー、人文的教養）、②言語芸術、その所産である作品、以上の意味での文学についての理論的考察、③文字以外の言語伝達の媒体（音声、身体動作、画像、映像）によって実現される隣接ジャンルの芸術の文学的側面
- 教育における言語と文学の一体性(教科・学科名としての「国語」「English」)

② 言語・文学分野に固有の特性

- 他の学問・学科との相違：あらゆる学問は言語・文学を通じて自らの活動を展開するが、他の学問にとって言語・文学は手段である。それに対して、本分野にとって、言語・文学はそれ自体が実践と理論的考察の直接的対象つまり目的となる
- 言語・文学の学びの対象：言語、文学、個別言語。
- 個別言語：言語・文学にとっては、個別言語の学習及び運用能力の習得が必須の構成要素。言語と文学の学びをつなぐ蝶番の役目を果たす。
- 個別言語の学習：一方では、対象となる言語、他方では学習者と対象言語の関係を考慮する必要あり
 - 第一言語（母語）としての日本語
 - 外国語
 - 国際共通語としての英語

*外国語と国際共通語としての区別は、「回答」第二部5(2)「コミュニケーション能力の育成」の項での主張を引き継いでいる。

③ 言語・文学分野において修得の目標となる基本的な素養

- 素養=知識・理解+能力。知識・理解の獲得は、能力の育成の手段として位置づけられる (Cf. 「作成の手引き」)
- 問題の素養を同定するための前提：言語・文学学習の目的と意義
- 言語・文学を学ぶことの本質的意義 (3 (1) ①)
- 獲得すべき能力：言語・文学に固有の能力 (スペシフィックスキル?) / ジェネリックスキル
 - 能力の同定：能力がいかなる局面で発揮され、現実に関人が生きていく上でどのような意義を持つかという観点から記述する
 - ◇ 問題となる局面：日常生活 (現実的課題) / 職業生活 / 市民生活 / 人生 / 学問
 - 獲得されるであろう具体的能力：高度なリテラシー (とりわけ第一言語である日本語のリテラシー) / リテラシーを踏まえた言語コミュニケーションの高度な能力 / リテラシーと教養を基盤とする言語の公共的使用能力
 - ジェネリックスキル：リテラシーは、ニューメラシーないしは数学リテラシー (数と図形の計算・計測能力) と並んで、もっとも普遍的かつ汎用的な能力

④ 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

ア 学習方法

- 個々の教育課程 (学科・コース等) のカリキュラムには立ち入らない。
- 言語・文学教育の中核にある個別言語に焦点を絞って、それを第一言語としての日本語とそれ以外の個別言語 (外国語と国際共通語としての英語) に二分して、それぞれの学習の基本方針を記述する。
- 第一言語としての日本語：高度なリテラシーをどのようにして開発するかが問題になる。テキストの読み書きを焦点化した学びについて、読みの学習と文章作成に分けて基本方針の粗描
- 国際共通語 (英語) と外国語：
 - 学習の動機と目標が両者において異なることに着目して、異なる学習方針の提示
 - 複言語主義 (plurilingualism) の提唱
- さまざまな教育・学習形態 (講義、演習、講読、実習等) のあり方についての基本的な考え方の粗描

イ 評価方法

- 評価の二面性に注意することの重要性：一方では、学習の達成度・成果、他方では、学習のプロセスに関わる。
- 個別言語の運用能力、いわゆる「コミュニケーション能力」の評価のはらむ問題

⑤ 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

- 言語・文学は、言語の公共的使用能力を養い、また教養教育の大切な構成要素となっている限りにおいて、市民性の涵養に重要な寄与をなす。
- 人文的教養は、教養のすべてではない。教養教育の内実を可能な限り広い分野（人文科学・社会科学・自然科学・芸術・体育）において拡充深化することが市民性の涵養にとって必要である。

⑥ 【独自の補足項目】言語・文学分野の教員養成のあり方について

- 言語・文学は、初等中等教育の教員養成、そして大学の共通教育・教養教育の教員養成に深く関わっている。その観点から、教科教育法を含めた教員養成のあり方についての検討の必要性を書き込んだ。